議 日程第1「議案第42号松田町古民家の設置及び管理に関する条例」について、 町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さん、おはようございます。本日、定例会3日目、よろしくお願い申し上 げます。

それでは、議案第42号松田町古民家の設置及び管理に関する条例を別紙のように制定する。平成30年9月4日提出、松田町長本山博幸。

提案理由、本町に存する豊かな地域資源を活用し、歴史、自然、農業体験等の実施や地域情報の発信等を通じて、地域の振興及び地域経済の活性化に寄与することを目的として、松田町古民家の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

参事兼観光経済課長 それでは、松田町古民家の設置及び管理に関する条例について御説明申し上 げます。

> 1枚おめくりください。本条例になります。この条例は、町所有の古民家を 活用していくための新規条例でございますので、主な部分を読み上げさせてい ただき、細部説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

> 第1条、趣旨につきましては、2行目になりますが、農業体験等の実施や地域情報の発信等を通じて地域の振興及び地域経済の活性化に寄与するため、松田町古民家の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものといたします。

第2条では、名称を古民家 旧安藤邸、位置は松田町寄709番地となります。 第3条では、古民家の管理を町長が行う規定となってございます。

第4条では、利用の許可ということで、町長の許可を受けなければならない という形になります。第2項につきましては、その利用の許可につきまして条 件を付すことができるとなります。

第5条、利用の制限。こちらのほうにつきましては古民家の利用制限ですが、 第1号、伝染性疾患にかかっている者、具体的にはインフルエンザ、結核など が該当となります。第2号、秩序及び風俗を乱すおそれがある者。第3号、そ の他、町長が不適当と認める者。

続きまして、第6条では行為の禁止です。こちらのほうにつきましては、利

用者の行為の禁止となります。 第1号、第2号につきましては、お目通しを していただきたいと思いますので、1枚お開きください。続きまして、特に第 4号、許可なく物品の販売をし、または金品の寄附募集行為をすること。こち らにつきましては、利用者の方がこのような行為をしてはならないということ になります。

続きまして、第7条では、利用の許可の取り消しです。こちらのほうにつきましては、第1号で利用者が第4条第2項に規定する利用についての条件に違反したとき、第2号では利用がこの条文、条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき、3号として、その他管理上不適当と町長が認めたときが利用の許可の取り消しの対象となります。

続きまして、使用料につきましては、第8条で利用者は別表に掲げる使用料の額に地方消費税を加えた額を町長に納付しなければならないという規定でございます。続きまして、こちらのほうの使用料の額につきましてはですね、別表の後段にあります別表で御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

第9条、使用料の減免で、町長が特別の理由があると認めるときは使用料を 減額または免除することができます。

第10条、使用料の不還付につきましては、既納の使用料は還付しない。ただ し、町長が特に理由があると認めたときは、その全部または一部を還付するこ とができます。

続きまして第11条では、損害の賠償の規定となってございます。こちらのほうにつきましては、古民家施設を損傷した場合のですね、賠償についての規定を記載させていただいております。

第12条、管理の代行。町長は古民家の管理運営上必要があると認めたとき、 指定管理者に古民家の管理を行わせることができます。

続きまして第13条、利用料金。前条の規定により古民家の管理を指定管理者 に行わせる場合は、利用者は利用料金を指定管理者に納入しなければならない。 これは指定管理者制度を導入した場合になります。続きまして、利用料金の額 は別表に掲げる額を上限とした範囲内において、指定管理者があらかじめ町長 の承認を得た額となります。続きまして第3項、第3では、こちらのほうの利用料金につきましては、指定管理者の収入とすることができる規定でございます。続きまして、第4、指定管理者は特別の理由があると認めたときは、あらかじめ町長の承認を得てからになりますが、その後、利用料金を減額し、または免除することができます。

続きまして、第14条、指定管理者の業務の範囲となります。1枚おめくりください。4ページになります。業務の範囲につきましては、第1号から古民家の施設及び設備の維持管理、2号として利用の許可、3号として利用料金の収受、4号として設置目的を達成するために必要な事項、第5号といたしましてその他町長が別に定めるものということで、これらの業務が該当となります。

続きまして、第15条では、これを指定管理者の管理に係る読みかえとした場合にですね、古民家の管理を指定管理者が行う場合については、第4条利用の許可、第5条利用の制限、第6条行為の禁止、第5号及び第7条中、利用の許可の取り消し等が該当しますが、これらにつきましては「町長」とあるものは「指定管理者」とすることができます。

第16条につきましては、規則の委任となってございます。

附則。附則につきましては、施行期日につきましては、この旧安藤邸改修工事が完了後に施行となりますので、この条例は平成31年3月1日から施行することになります。

続きまして、附則の2といたしまして、準備行為といたしまして、松田町の公の施設の指定管理の指定手続等に関する条例第6条の規定による指定管理者の指定及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても第12条の規定の例により行うことができるということで、これを、すいません、手続上で申し上げますと、指定管理者の募集から選定までは本条例施行前に行うことができるという内容になってございます。

続きまして、別表、第8条及び第13条関係になります。こちらのほうにつきましては、宿泊使用料1人1泊6,000円、休憩使用料3時間まで3,000円、以降1時間につき1,000円。備考といたしまして、1泊及び休憩につきましては24時間以内とし、開始及び終了時刻は規則で定めることになってございます。

続きまして、参考資料をごらんいただきたいと思います。すいません、ちょっとお戻りいただきまして、宿泊使用料です。こちらのほうの宿泊使用料につきましてはですね、この中に人件費、光熱水費、クリーニング代及び建物保険料等をですね、勘案いたしまして6,000円という金額となってございます。

それでは、大変失礼いたしました。参考資料をごらんいただきたいと思います。参考資料につきましてはですね、本条例の施行規則案になってございますので、よろしくお願いいたします。

第2条では、休館日のことを規定してございます。

第3条では、先ほど別表のところにございました利用時間についての規定を 設けさせていただいております。

第4条では、利用の許可の申請手続についての詳細な内容を記載させていた だいております。

第5条では、減免の規定を設けさせていただいておりますので、1枚おめくりいただきたいと思います。3行目にございますように、減免につきましては50%以内で減額をするという形になってございます。対象者につきましては、ア、身体障害者手帳の交付を受けていられる方、イといたしまして療育手帳の交付を受けていられる方、ウといたしまして精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていられる方、エといたしましてアからウに該当する方で、現に付き添って介護されている方ということで、1名ということで限定をさせていただいております。(2)で、その他町長が減額または免除する規定する必要があると認めた場合の方も該当となります。

続きまして、第6条の料金でございます。古民家の管理を条例第12条、これは指定管理です。指定管理に規定する指定管理者が行う場合において、古民家内の実食及び直売その他サービスの料金の額は、材料費等実費その他を勘案した額とし、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとなってございます。

第7条では、遵守事項を(1)から(5)の5号に分けて記載をさせていただいております。

第8条では、原状回復義務ということで記載をさせていただいております。

第9条では、指定管理者の管理に係る読みかえ規定となってございます。 第10条では、委任となってございます。

それでは、1枚おめくりください。こちらの、次のですね、4ページ、5ページがですね、こちらのほうの利用許可申請書と利用許可書の様式になってございますので、お目通しのほうをお願いしたいと思います。

説明につきましては以上でございます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとの声ですが、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第42号松田町古民家の 設置及び管理に関する条例については、産業厚生常任委員会に付託したいと思 いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託し、審査することに決定いたしました。